

豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地以外）事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第6版）（平成29年9月愛知県農林水産部農業振興課）（以下「ハンドブック」という。）に基づき、豊橋市農業委員会（以下「農業委員会」という。）における「非農地証明（遊休農地以外）」（以下「現況証明」という。）の事務処理に必要な事項を定める。

（定義）

第2条 現況証明とは、登記簿の地目が「田」、「畑」、「牧場」（以下「田畑等」という。）である土地について、現況が農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）以外のものとなったこと及び今後も農地として利用される見込みがないことを証明する事実行為をいう。

（願出ができる者）

第3条 願出地の土地所有者（所有権を登記している者に限る。）とする。なお、下記に該当する場合はこの限りでないが、それぞれの場合に該当することを証明するものを添付すること。なお、土地所有者等が代理人に願出手続を委任する場合は、その旨の委任状を添付すること。

- （1） 土地所有者が死亡している場合は、その相続人を願出者とする。
- （2） 願出地が共有物である場合は、共有者のうちの一部の者からの願出でもよい。（願出地の所有者が死亡し、相続人により共有されているときは相続人の一部の者からの願出でもよい。）

（対象地）

第4条 願出地は、登記簿の地目が田畑等である土地であり、かつ、一筆の土地全部又は証明できる範囲を分筆した後の土地とし、次の（1）から（5）を全て満たす土地とする。

- （1） 願出地の現況が農地等以外であること。
- （2） 次のいずれかに該当すること。

- ア 願出前20年間以上継続して、農地等以外のものとして利用されていること。
 - イ 災害その他の人為的でない理由（河川敷の移動など自然改廃）により農地等以外の土地になったことで明らかで、農地等に復元することが著しく困難であること。
- (3) 次のいずれかの証明書類があること。
- ア 「願出前20年間以上継続して、農地等以外のものとして利用されていること」を理由とする場合、公的機関の発行する証明書等の証明となるものがあること。
 - イ 「災害その他の人為的でない理由によること」を理由とする場合、その旨を明らかにする書類
- (4) 農業振興地域整備計画において農用地区域とされている土地においては、農用地区域から除外がされていること。
- (5) 農地法第51条の規定による処分の対象となった土地について、処分を受けた者による願出でないこと。

(審査等)

- 第5条 現況証明願は、正1部副1部にハンドブックに記載されている「願出に必要な書類」を添付し農業委員会に提出する。
- 2 農業委員会は、土地所有者から現況証明願が提出されたときは、現況証明願の記載事項及び添付書類の審査を行い、現地調査を行う。
 - 3 現況証明願がハンドブックの適合基準を満たしている場合、農業委員会会長が証明をする。
 - 4 現況証明願が、ハンドブックの適合基準に合致しないと判断した場合は、証明できない旨を通知する。
 - 5 農業委員会は、前々項の証明を行ったときは、直後に開催される豊橋市農業委員会の委員の会議に願出者、願出地、非農地の理由等を報告する。

(基準の留意事項)

- 第6条 願出地の現況が、農地等以外と判断される場合でも現況証明ができる基準に合致しない場合、証明することはできない。

また、証明する場合における具体的な留意事項は、次のとおりである。

- (1) 建物敷地の場合
- 敷地の周囲が、住宅・工場、川、よう壁・ブロック塀等の構造物等で区

画され、土地の現況を確認して明確に建物の敷地の境界が判別される場合、その敷地全体が証明の対象となる。（敷地内にある建物への進入通路及び家庭菜園を含む。）

敷地の境界が判別されない場合は、敷地の面積は（建物面積÷敷地面積）がおおむね2割以上となる範囲で分筆されれば、証明の対象となる。

(2) 駐車場・資材置場等の場合

駐車場や資材置場等の土地は区画形質の変更が容易であり、20年間以上継続して農地以外に利用されていることを公的に証明するのが困難であることから、原則として現況証明の対象とならない。

(3) 山林の場合

かつて耕作が行われていたが現在は耕作がされていない土地（休耕地）や耕作者に耕作する意思がない土地（耕作放棄地）は、現況証明はできない。

また、このような土地に雑草、雑木（木材とならないような木）、竹などが群がり生えている状況（通称、藪）は農地であり、現況証明はできない。

山林は、土地所有者が植林した樹木（松、ひのき、杉等）が成木となり、証明機関が、現地の樹木の育成状況が周辺の山林と同等程度で、かつその期間が20年間以上継続していると公的資料で確認できる場合は現況証明ができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については農業委員会が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。